尼崎市嘱託職員労働組合との交渉状況

平成 27 年度第 6 号通 算 第 1 8 号 平成 28 年 5 月 10 日 尼崎市総務局

別紙 1

平成 27 年度春闘交渉等について

3月22日午後7時30分から午後9時まで、中央公民館25号室において、4月14日午後7時30分から午後9時まで、中央公民館視聴覚室において、春闘要求書等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

3月7日に「2016 春闘要求書(独自要求)」及び「2016 春闘要求書(阪神淡路ブロック統一要求書)」が組合から提出されたことを受け、交渉の場を持った。

組合への提案

(回答メモ)2016春闘要求(独自要求)について(メモ)

(回答メモ)2016春闘要求(ブロック統一要求)について(メモ) 別紙2

(提案メモ)児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制の変更について(メモ) 別紙3

交渉の経過

3月22日の冒頭、組合は、当局が3月7日に組合への連絡なく平成28年度の嘱託員の報酬に係る通知を発出したことに不服があるとして、そのことについての当局の見解を質した。当局としては、組合が来年度の報酬についても引き続き協議事項として捉えていること、また、組合の納得を得られるよう繰り返し窓口折衝等を行ってきたものの結果的に組合が納得していないことについては認識しているが、そのような中であっても来年度の更新等に向け全庁的に勤務条件を示す必要があることから、これ以上の周知の遅れは望ましくないと判断した対応であるとの説明を行った。

その後、来年度の報酬等に係る協議に終始し、春闘要求書等に係る協議ができないまま、その日の交渉を終えた。なお、交渉終了間際に、当局から提案メモ等を配付したが、組合は、改めての交渉日時が示されない中で春闘要求に対する回答メモは受け取ることはできないとして、その受取を拒否した。

その後の窓口折衝における調整の結果、4月14日に、再度、春闘要求に係る交渉を行うこととなった。

具体的な交渉内容

1 春闘要求書に対する回答について

(1) 独自要求について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
私療休暇について	
私療休暇の取得要件撤廃に係る要求につい	私療休暇の取得要件の見直しについては平成
て、昨年度と回答が変わっているが何故か。	27 年 11 月の交渉時に妥協案を示したが、組合
	より拒否され、その後も窓口折衝において調整
	を図ったが、実施時期等で折り合わず現時点で
	見直しに向けた具体的な検討は行えていない状
	況となっている。しかしながら、これまでの交
	渉経過も踏まえ協議の必要性は認識しているこ
	とから、このような回答としたものである。
この冬もインフルエンザのために休むことと	まずは賃金小委員会等で具体的な事例を踏ま
なった例があると聞いている。すぐにでも見直	えた協議をしてきたい。
しを実施していただきたい。組合としてできる	
協力であればしてきたいが、どのような手続が	
必要となるのか。	
組合の要求は、7日以上の診断書要件を撤廃	当該見直しが本当に効果があるかといった点
してもらいたいという点のみである。この点に	等について協議をしていきたい。
ついて、どのような協議が必要となるのか。	
組合としては取得要件を撤廃することで働き	そうできるよう努力していく。
やすくなると認識しており、なおも協議する必	
要性は感じられないものの、当該協議が必要と	
いうのであれば協議には応じていく。しかし、	
それにより実施が遅れることは納得できるもの	
ではなく、7~8月より見直しを実施できるよ	
うに努力していただきたい。	
業務内容変更に係る事前協議要求について	
業務内容変更にあたっての事前協議を求める	事前協議については本来各職場で適切に対応
要求について、当局は各職場で適切に対応すべ	すべきであることから、このような回答とな
きものとしているが、実際にこれができていな	る。もっとも、それが十分になされていないと
いことから要求したものであり、組合の趣旨を	いうことに対しては、当局としても改善に努め
くんだ回答をしていただきたい。	ていく考えである。
当局としても、実際にできていない場合につ	組合の主張する内容について、当局に原局を
いては、しっかりと指導していってもらいた	指導する権限があるわけではないが、適切に対
l I.	応するよう引き続き伝えていきたい。

特に交渉で議論となった案件のその後の状況 だきたい。例えば、児童ホームにおける今年度 の体制について、事前の労使協議で決定した内 容(臨時的任用職員の確保)が履行できていな い事実は把握しているか。

児童ホームにおける今年度の体制について については、当局としても常に気にかけていた│は、原局に状況等を確認し、把握に努めてい る。その中で、特に人員確保の点について、事 前に決めたとおりにできていないのであれば、 人員を確保する立場として言い訳をすることは できないと思う。ただ、原局としても決して約 束を反故にしようとしているのではなく、努力 しているものの結果的に実現できていないとい う面もあるかと思う。

労使で決めたことが実現できなかったとき は、所属長が謝るべきではないか。

使用者側の責任で果たすべき内容について は、そのような対応も考えられると思う。

賃金等の改善について

最近は同一労働同一賃金の原則が話題となっ ている。以前から主張しているところである が、同じ業務を担う嘱託員であっても、1年目 と 10 年目とでは遂行している仕事は異なるも のと考えている。もし1年目と 10 年目とで同 じ仕事を遂行している事例があるのであれば、 そういった事例を教えてもらいたい。こういっ た点について、賃金小委員会等の場で考えても らいたい。

政府が同一労働同一賃金の原則について検討 しているのは把握しており、今後何らかの改正 等が必要となることがあれば、改めて賃金小委 員会等の場で議論していきたい。

当局の示す基本的な考え方どおりの運用がで きていない職場がある以上、それができるよう|が、組合の主張する内容は認識している。 に取り組んでいくべきではないか。

現在の運用に問題があるとは考えていない

(2) ブロック統一要求について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
委嘱の更新について	
委嘱の更新について、昨年度と同じ回答とな	尼崎市嘱託員取扱要綱の規定の趣旨を反映し
っているが、あまりに使用者側の立場の表現と	て回答したものである。
なっていないか。	
たとえ過員が生じることになったとしても雇	個別具体的な事案において雇止めを行わない
止めを行わないというのが、組合との約束のは	旨の言及をしたことはあるかもしれないが、今
ずである。なぜこの点を踏まえた回答となって	回の回答においては制度全体に係る原則論を述
いないのか。	べている。

平成 28 年度にも同様の要求を行うことにな	組合からの意見は受け止めるが、現段階では
った場合には、もう少し表現を変えていただき	何とも言えない。
たい。	
超過勤務について	
あらかじめ公務の必要性からやむを得ず当日	嘱託員については週 30 時間という勤務時間
の割り振られた勤務時間の超過が見込まれる場	を定めて委嘱しており、その時間内で働いても
合は、尼崎市嘱託員取扱要綱別表2に基づく対	らうのが基本であることから、あらかじめ割り
応を行っているとはどういうことか。	振られた勤務時間以外に働く必要がある場合で
	あっても、安易に週 30 時間を超えることがな
	いよう振替等により対応するのが基本で、やむ
	を得ず超過勤務となった場合には割増報酬を支
	給するというものである。
超過勤務を行った場合に、割増報酬を選ぶ	超過勤務命令と振替命令は異なるものであっ
か、休みを選ぶかの選択権は労働者側にあるの	て、勤務を要しない日等に勤務する必要がある
ではないか。	場合、どちらの命令をするかは使用者側の判断
	となるが、超過勤務命令を受け超過勤務を行っ
	た後に、割増報酬を受けるか代休を取るかにつ
	いてはそのとおりである。
当局の主張は理解したが、振替による対応を	実情としてできていない職場もあるかもしれ
基本にできていない職場もある。	ないが、基本的な考え方をお示ししたものであ
	る。
当局の示す基本的な考え方どおりの運用がで	改善に努めていきたい。
きていない職場がある以上、それができるよう	
に取り組んでいくべきではないか。	

以 上 (給与課)

別紙 1 H28.3.22 要求内容 回答 1 恒常的業務に配置されている嘱託職員は直ちに 1 現行どおりとする。 正規化すること。 2 賃金引上げには定期昇給率を加算すること。 2 現行どおりとする。 3 学校給食は直営を堅持し、民間委託化計画を中 3 より良い学校給食を提供する上で、その安全性 止すること。 を確保しつつ、業務の経済性・効率性等を比較検 討し、民間事業者へ委託することが有効な手段と 考え、給食調理業務見直しに係る実施計画を策定 している。 今後も、当該計画に基づき、最終的には全校委 託化を目指すが、平成 25 年度にまとめた取組方 針に基づき、調理師の退職動向等も勘案しながら 委託化を行うものとし、一定期間生じる給食室整 備後の直営校による業務遂行にあたっても、委託 校と同内容の給食内容の充実に取り組んでいく。 なお、現在、委託している学校の調理業務の実 施状況については、引き続き検証を行っていく。 4 嘱託員の欠員については、嘱託員の補充を原則 4 嘱託職員の欠員は、嘱託職員を補充し、定数配 置を行うこと。 としている。 5 恒常的な業務について、業務内容の変更は必ず 5 嘱託員は委嘱業務の範囲内で業務に従事するも 事前に提示し協議すること。 のである。 なお、事前に協議すべき事象が生じた場合につ いては、各職場において適切に対応すべきものと 考えている。 6 労働実態に即した賃金表を早急に実現するこ 6 賃金表に係る課題については、「同一の職務内 と。併せて退職金制度の改善 一年刻みの月数支 容の職に再度任用され、職務の責任・困難度が同 給、36年以上ランク創設 も行うこと。 じである場合には、原則として、その報酬額は同 一となる」といった総務省見解を踏まえた適法な 運用を基本とする中で、引き続き検討・協議を行 っていく。 離職慰労金制度については、現行どおりとす る。 7 私療休暇を有給 60 日にすること。また7日以上 | 7 必要に応じて協議を行っていく。 の診断書が必要という条件は外すこと。

-5-

8 既に嘱託員の高年齢者委嘱制度を導入し、適切

な運用に努めているところである。

8 年金受給年齢まで定年を延長すること。

H28.3.22

要求内容

6 臨時・非常勤職員の雇用安定と賃金・労働条件の改善について

(1) 正規化について

恒常的な業務に配置されている臨時・非 常勤職員は直ちに正規化すること。

正規化にいたるまでの間は、正規職員と均等のとれた賃金・労働条件にすること。

(2) 雇用保障について

平成 26 年 7 月 4 日付の総務省通知において「再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。」とあるように、根拠の無い、職場の実態を無視した雇用の空白期間を無くすこと。

更新期の雇い止めをせず、雇用期間の定めを廃止し、継続雇用とすること。

産前・産後休暇、病気休暇等の長期休暇 を取得している場合、及び、正規職員の高 齢者再任用(再雇用)制度により職場確保 を理由とした雇用止めを行うことなく、雇 用継続を保障すること。

当局都合の合理化等による雇止めは行わず、当局責任において雇用と同労働条件を保障すること。

高年齢者雇用安定法に基づく措置を労使 で協議し、労働条件の低下を招かない制度 導入をはかること。

(3) 賃金・諸手当について

賃金については、正規並みを基本として 賃金表を設定すること。

賃金引上げには定期昇給率を加算すること。早急にできない場合は、正規職員要求と同率の4%の賃上げをすること。

生活実態に見合った賃金に引き上げること。

労働時間短縮による実質賃下げは行わないこと。

一時金を正規職員と同月数支給すること。

回答

(1) 現行どおりとする。

(2)

6

嘱託員については継続した委嘱を行っている。

現行どおりとする。

なお、委嘱の更新については、これまでどおり、その委嘱業務の実施状況及び当該嘱託員の 勤務状況等を踏まえる中で、公務の能率的運用 を確保するための必要性を判断し、適切に行っ ていく。

嘱託員については平成 20 年度から、高年 齢者委嘱制度を導入し、適切な運用に努めて いるところである。

(3)

~ 、 ~

現行どおりとする。

なお、報酬設定にあたっては、従前より、人 事院勧告における改定率や近隣他都市等の状況 も参考に決定するなど、一定の地域性も踏まえ たものとなっている。

回答

臨時職員の一時金については、廃止・減額を行わないこと。なお、廃止されたところについては早急に復元すること。

通勤手当を全額支給すること。

超過勤務を行った場合には超過勤務手当を支給すること。

変則勤務に対して特殊勤務手当を支給すること。

退職手当を支給すること。支給方法については雇用期限に関係なく、正規並みを基本とすること。また、雇用形態の変更に関わらず採用年まで遡り、半年以上は1年と計算して支給すること。すでに制度化している自治体においては改善をはかること。

地域手当、住居手当、扶養手当を支給すること。

(4) 有給休暇について

年次有給休暇を正規職員と同日数付与 し、繰越を認めること。早急に実現しない 場合でも、最低基準として労基法に定めら れた勤務年数に応じた日数を付与するこ と。

インフルエンザ等の感染症に関する特別 休暇を必要日数保障すること。

病気休暇制度を有給で正規職員と同日数 確立すること。

生理休暇制度を有給で正規職員と同日数確立すること。

産前・産後休暇制度を有給で正規職員と 同日数確立すること。

育児時間制度を有給で正規職員と同時間 確立すること。

妊娠による通院休暇、通勤緩和制度を正 規職員と同様に導入すること。

育児休業制度、看護休暇、介護休暇制度 を有給で正規職員と同日数確立すること。

結婚休暇制度、忌引休暇制度を有給で正 規職員と同日数確立すること。

夏季休暇制度を有給で正規職員と同日数 確立すること。

リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、

原則として、嘱託員には超過勤務を想定しておらず、あらかじめ公務の必要性からやむを得ず当日の割り振られた勤務時間の超過が見込まれる場合は、尼崎市嘱託員取扱要綱別表2に基づく対応を行っているが、超過勤務を行った場合は割増報酬を支給するものである。

(4)

現行どおりとする。

なお、 について、既に労基法に定められた 勤務年数に応じた日数を付与している。

また、 ~ 、 及び について、既に実施しているところである。

要求内容

回答

ドナー休暇、人間ドック休暇、裁判員制度 休暇を正規職員と同様に導入すること。

更年期障害の通院を保障するとともに更 年期障害休暇を制度化すること。

- (5) 雇用保険、健康保険、厚生年金等に加入させること。
- (6) 福利厚生の充実をはかること。
- (7) 健康診断を正規職員と同様に実施すること。
- (8) 公務災害に対して完治するまでの休暇と医療費を完全に保障すること。また、公務災害特別見舞金制度を正規職員と同様に確立すること。
- (9) 被服貸与を正規職員と同様に実施すること。
- (10) 職員間の職場慣行については、正規職員と同様に扱うこと。
- (11) 労使関係の確立について

事務事業の縮小や廃止、委託化による雇用不安、劣悪な労働条件の改善等、関係職員の声に耳を傾け、誠実な団体交渉を行うこと。

人事異動、組合役員の配置転換について は、事前に協議すること。

勤務時間内において組合運営上必要不可欠な組合員の活動については、職務を免除すること。

労働組合事務所を確保し、組合掲示板を 設置すること。

- (5) 既に実施しているところである。
- (6) 現行どおりとする。
- (7) 既に実施しているところである。
- (8) 公務災害については、尼崎市市議会議員その 他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 等により既に一定の制度を確立しているところ である。
- (9) 現行どおりとする。
- (10) 各職場で話し合ってもらいたい。
- (11) 現行どおりとする。

児童ホーム土曜日開所に伴う嘱託員の勤務体制について(メモ)

H28.3.22

平成28年度の児童ホームの嘱託員の勤務体制について下記のとおりとする。

1 内容

- (1) 児童ホーム業務に従事する嘱託員の祝日等の休日を除く勤務を要しない日(以下「公休日」という。)について、「土・日」と、3週間に1度「日・月」とし、ローテーションにより勤務の割当てを行うものとする。なお、児童ホーム業務に従事する嘱託員の1週間は土曜日から金曜日までとする。
- (2) 1日の勤務時間

ア 土曜日勤務を要する週

- (ア) 土曜日 7時間
- (1) 水曜日 5 時間
- (ウ) 土曜日・水曜日以外 6時間
- イ 土曜日勤務を要しない週 6時間

参考:変更後の勤務体制

【40 人定員】

	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
嘱託員 A		公	公					公	公						公	公	
嘱託員 B	公	公							公	公					公	公	

: 出勤日、公:公休日

【60 人定員】

/																	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
嘱託員 A		公	公					公	公						公	公	
嘱託員 B	公	公							公	公					公	公	
嘱託員C	公	公						公	公							公	公

: 出勤日、公:公休日

以上